

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

令和 6 年 9 月 12 日
原子力損害賠償紛争審査会

1. 日程

令和 6 年 7 月 23 日 (火)、24 日 (水)

2. 目的

- 中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること

3. 視察委員

内田会長、樫見会長代理、江口委員、大村委員、織委員、古笛委員、富田委員、
中田委員 計 8 名

4. 視察行程

7月23日(火)

- 浪江町
 - 津島地区福島再生賃貸住宅、請戸漁港、柴栄水産等を視察。
 - 浪江町役場において、吉田町長等と意見交換。
- 双葉町
 - 特定帰還居住区域（下長塚地区）、双葉駅を視察。
 - 双葉町役場において、伊澤町長、伊藤議長等と意見交換。

7月24日(水)

- 大熊町
 - 大野駅、大野南再生賃貸住宅等を視察。
 - 大熊町役場において、島副町長、仲野議長等と意見交換。
 - 大熊町役場において、被災住民の方と意見交換。
- 東京電力
 - 東京電力廃炉資料館、東京電力福島第一原子力発電所を視察。
 - 弓岡執行役員/福島復興本社副代表、山崎福島原子力補償相談室長等と意見交換。

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察における
被災自治体等の賠償に関する主な御発言概要

1. 自治体首長等との意見交換

【浪江町】

- ・中間指針第五次追補によって、町民の気持ちが一程度、一つになり、前に進むことができるのではと思っている。また、どこの自治体の住民かで異なる扱いをするのではなく、帰還困難区域の住民は被災者の一人として同じであり、それを示してくれたのが第五次追補だと思っている。
- ・中間指針第五次追補によって、個人に対する精神的損害については一程度等しくなったと考えている。賠償には一程度のルールがあるのは承知しているが、一次産業の種類や事業の業態によって賠償に差異があるのは事実。
- ・将来、浪江町がどのような形に復興していき、どのような町になるのか。その復興の進捗と完成度によって賠償の価値観というものが変わるのではないかと考えている。
- ・賠償に関する相談事項は、時の経過とともに減っていくと考えているが完全になくなることは難しい。賠償に関して対応していただける組織として、ADR センターをしっかりと残していただきたい。

【双葉町】

- ・避難指示が長期になるということは、それだけ被害が甚大であり、今もなお、被害が継続している現状を再考慮するべきである。中間指針の扱いについては、賠償額の目安であると言いながら、その最低の賠償が定型化しているという形に不安感と不信感を持っている。被害実情・被害実態に即した賠償をするということを謳っていながらも、双葉町の町民が、(他の町の町民とは異なり) 長期間の避難を強いられていたこと等が考慮されていない。そのため、少なくとも、中間指針における避難費用および日常生活阻害慰謝料の賠償に係る終期について、双葉町の特定復興再生拠点区域が解除された令和 4 年 8 月 30 日までとなるよう指針を見直してほしい。
- ・長期化している避難生活の状況は多種多様。町民の置かれた立場や感情なども踏まえ、被害住民の声に耳を傾け、被害実態に即した内容となるよう、これからも町民一人ひとりの被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向け、中間指針の見直しに真摯に対応していただきたい。
- ・東京電力による賠償全般について、当町への問い合わせは減少傾向にある。ただ、

まだ東京電力社員の対応への苦情、例えば、担当者の説明が分かりづらい等、今も町役場に数件寄せられているので、東京電力に誠意ある対応を望んでいることを伝えていただきたい。

- ・ADR センターにおいては事例集等の広報物作成に際して、高齢の方にもわかりやすいよう、できる限り平易な表現で、皆に共通して賠償される可能性がある賠償事例について水平展開してほしい。
- ・「裁判の結果が出たから、紛争審査会として判断した」との回答をどのように町民にお伝えすればよいのか。裁判で決まったことを、わかりやすく町民に説明することが難しい。

【大熊町】

- ・依然として、町民の多くが避難を継続している状況。帰還や避難生活の長期化等による様々な負担を考慮し、地域の実情、そして個別的な事情に応じた適切な対応を含め被害者の立場に立った賠償を行っていただきたい。
- ・中間指針第五次追補の基本的な考え方に明記されている通り、東京電力には、被害者の賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し、被害者の視点に立った親身で迅速な賠償が実現できるような丁寧な対応を行っていただきたい。
- ・多くの相談が寄せられているわけではないが東京電力における賠償について納得できない方をADRセンターへご案内する等の対応は一定数生じている。心情面も含めて、東電の窓口とコミュニケーションを取ることが難しい部分があるとき、別に相談できる場所というのは非常に重要。引き続き、ADRセンターとしての機能を果たしていただきたい。

2. 被害者住民との意見交換

場所：大熊町役場

参加者：浪江町、双葉町、大熊町住民 計6名

- ・避難先における仮営業の段階で住環境も整えていたが、会社機能は震災前の所在地でしか成り立たず、結果現在では長距離勤務とせざるを得ない者が多くいる。住環境も元に戻せればとも考えるが一度住環境を整えてしまうとそのような判断は容易ではない。
- ・賠償に関して未だに東電に申請できていない人がいる。加害者の東電が主体的に謝罪せず、直接請求を受動的に処理しているだけという状況に誠意を感じない。東電が能動的に動くべき。マスメディア等を用いた広報を実施しているのは承知

しているが、まだ請求できていない方がいると思う。

- ・ 13 年経過すると若い人があまり農業をやっていなかったこともあり、現在ほとんどが高齢者となっている。そのような状況で戻って農業をやるかという、機械等を処分してしまったということもあり、なかなか戻る人がいない。そのような中でなんとか人を集めて農地を動かしている。そのくらい営農再開は難しい。
- ・ 高齢者の方は自分から連絡して賠償請求することができない人がたくさんいることを知ってほしい。
- ・ 東電に電話を掛けてもつながらないことがある。そうであれば人を増やすとか回線を増やす、半日かかっても繋がらないこともあり、解消いただきたい。
- ・ 最初は避難してくださいと言われ、2, 3 日で戻ってこられるのかなという思いで避難したので何も持たずに、明日以降の仕事のことを考えているという軽い気持ちで避難したのが、そのまま約 8 年間の避難を続けることとなった。当初二度と戻れないと言われた自分の故郷に戻れた時の想いは格別だった。
- ・ 戻った時、周りには知らない人が多くおり、コミュニケーションが取れなかった。現在、コミュニティ団体の役員として活動しているが、なかなか思うようには進んでいかない。
- ・ 震災にあって、すぐ避難して、自分の生活基盤が一瞬のうちになくなってしまったことに伴う気持ちは、どうしても賠償というお金では解決できないものがある。
- ・ 賠償に関しては、納得がいかない部分がいっぱいある。これから相談できる場所で対応していきたい。
- ・ 震災前にやってきた人（新規営農者）と、先祖代々受け継いで生業をしてきた人とで賠償が同じ扱いというのは公平の中の不公平。その辺をしっかりと考えていただきたい。
- ・ 賠償の終期について、商工業者と農業者等との差がある。農業者と商工業者の生業に変わりなく、被害事情も同じはずであるにも関わらず、東京電力は中間指針あるいは公共用地取得損失補償基準の考え方に沿い応じない。賠償の終期の平準化をお願いしたい。
- ・ 避難指示解除の時期までぜひ営業補償を延長していただきたい。
- ・ ADR センターや東電で、同じ境遇または類似の事例は多々ある東京電力にはぜひ類似の事例について、水平展開をしていただきたい。
- ・ 暖簾代のような、何世代にも渡って地域で積み上げてきた信用料的なものは現在の賠償項目で換算できるものではない。
- ・ 町民の皆様の生の声ってということが一番大事だと思っている。このように集まっていたら、皆さんの思いを生の声で聴くのと、文章で見るとは全然違うと思

う。こういうのは継続的にやっていただきたい。

3. 東電との意見交換

(東京電力から ALPS 処理水の海洋放出に係る情報発信の取組等について説明を受けた後、意見交換)

- ・審査会委員より、住民との意見交換で頂いた意見に関して、以下の点を東京電力に伝えた。
 - 事故から 13 年経過して高齢化が進み、請求したくても何を請求すればいいのかわからないという方もまだ一定数いるものの、被災者から主体的に請求しなければ賠償されず、加害者である東京電力から声がけがないことに不満を抱いている。
 - 個別の事情に応じた直接請求の仕方について、まだまだ説明が足りないという指摘もあったため、特に、高齢者の方々への対応についてはより一層親身になってご対応いただきたい。

原子力損害賠償紛争審査会
会長 内田 貴 様

原子力損害賠償紛争審査会の
今後の審議に向けた
要 望 書

令和6年7月23日

福島県双葉町長 伊澤 史朗
福島県双葉町議会議長 伊藤 哲雄

原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、13年4か月が経過した今もなお、避難を余儀なくされた多くの町民は、43都道府県300以上の自治体で将来への不安を抱えながら長期にわたる避難生活を続けています。

当町では、令和4年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、住民の居住が可能となりましたが、なお町域の約85%を帰還困難区域が占めており、また町内の居住者も現在100人程度であり、住民帰還が進んでいるとは言えない状況です。

福島復興再生特別措置法の一部改正により、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域及び中間貯蔵施設区域を除く区域について、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう取組を進める」との政府方針の下、帰還困難区域の避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」制度が創設され、昨年9月29日には先行区域として2つの行政区が「特定帰還居住区域」に認定され、本年4月23日には新たに7つの行政区について、計画の変更が認定されたところです。

しかし、帰還を待ち望む町民には、具体的な避難指示解除のタイムスケジュールは未だ示されておらず、今もなお、多くの町民がいつふるさとに帰還できるのか不安な中、先の見えない避難生活を強いられており、精神的、経済的に受けている苦痛は計り知れません。

当町はこれまで繰り返し、被害者の一刻も早い救済のため、貴審査会に対して、現地調査や被害者からの意見聴取、民事裁判の判決内容の精査等を反映させた中間指針の見直しについて要望してまいりました。令和4年度に決定された「第五次追補」は、これまでの当町の要望を一定程度反映されたものと受け止めておりますが、町民の置かれた立場や感情に対し十分鑑みた内容であるとは言えない状況です。

今後、中間指針の見直しに当たっては、被害者の救済を早急に図るため、司法の判断を待つばかりではなく、貴審査会において、現地をつぶさにご覧になり、被害住民の声に耳を傾け、より被害者の視点に立って、引き続きしっかりと御審議いただきますようお願いいたします。

また、東京電力に対し、中間指針は賠償の最低基準であることを深く認識させるとともに、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で「3つの誓い」の厳守と誠意を持った迅速な賠償について、引き続き指導していただきますようお願いいたします。

町民一人ひとりの被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向け、貴審査会においては、以下の事項について取り組まれることを強く要望いたします。

(1) 日常生活阻害慰謝料について

当町では、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、原発事故から11年5か月でようやく住民の居住が可能となったが、今もなお町域の約85%が帰還困難区域となっており、多くの町民がいつふるさとに帰還できるのか不安な中で精神的、経済的に被っている苦痛は計り知れず、極めて深刻であり、中間指針で示されている損害の範囲を大きく超えているものと認識している。

昨年度の意見交換の中で内田会長から、「避難費用及び日常生活阻害慰謝料の終期については、高裁判決を受けて、避難指示解除の時期を問わずに一律に平成30年3月末まで延ばすという指針を作り、避難指示解除の時期に連動しない定め方をしている」という発言があったが、避難指示が長期になるという事は、それだけ被害が甚大であり、今もなお被害が継続している現状を再考慮すべきである。

以上のことから、貴審査会の定める中間指針において、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう見直すこと。

(2) 原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の指針への反映

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続においては、申立件数のうち約8割で和解が成立しており、そのうち、個別事情による精神的損害の増額など、指針の基準を超えた和解が成立している。

このことを踏まえ、貴審査会及び文部科学省、紛争解決センターにおいて十分に連携を図り、類似した損害については被害者に共通しているものとして取扱い、東京電力が迅速かつ円滑に賠償できるよう指針に確実に反映すること。

(3) 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害

避難指示区域内の商工業者の営業損害及び就労不能損害の終期については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされていることを踏まえ、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生しているかを詳細に調査し、地域の現状や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、确实かつ迅速な賠償の実施について審議すること。

原子力損害賠償紛争審査会

会長 内田 貴 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和6年7月24日

大熊町長 吉田 淳

大熊町議会議長 仲野 剛

- ・原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約13年4か月が経過しました。当町においてはこれまで、大川原地区での役場再開、災害公営住宅の入居、商業施設や交流施設などが開所し、令和4年6月30日には、旧市街地である特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除されました。

これを受けて、下野上地区復興拠点では、新たに整備された原・大野南再生賃貸住宅への入居が令和6年4月より開始となり、さらに、産業交流施設や商業施設の整備が進められるなど、確実にふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

しかしながら、現在も町土の約半分に及ぶ区域が帰還困難区域であり、今なお、特定復興再生拠点区域外の住民の方は、避難を強いられている状況が継続しております。また、たとえ避難指示解除となったとしても、町内において安定した生活を送るまでには、相当の時間と労力が必要となります。

令和3年8月31日に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が政府から示され、令和5年6月2日に福島復興再生特別措置法の一部が改正され、避難指示解除による町民の帰還および帰還後の生活再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

これを受けて、令和5年9月29日に「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、さらに、令和6年2月2日に計画区域の拡大が認定されました。認定された計画に基づき、除染・家屋解体や道路・上下水道等のインフラ復旧等を進めており、特定帰還居住区域における避難指示解除に向けて取り組んでいるところです。

このような状況の中、今なお多くの町民は避難生活の長期化に伴う精神的な苦痛、経済的な負担を被っており、その内容は、避難が長引くにつれて深化し多様化しております。

当町では、町民の負担を緩和するよう、中間指針（以下「指針」という。）の見直しを要望してまいりましたが、令和4年12月20日に中間指針第五次追補が発出され、約9年ぶ

りに指針の見直しが行われました。

審査会におかれましては、復興の状況だけではなく、目を背けたくなるような当町の現状を十分に御理解いただき、国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の被害実態に即した内容となるよう自ら定める指針を不断に見直すことに努めていただきたい。

以上を踏まえ、改めて、下記の事項について、その実施を強く要望いたします。

記

1. 適時適切な指針の見直しについて

「中間指針第五次追補」策定後も、被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるように、避難生活の長期化が継続している被害者や被災地の実情をしっかりと受け止め、帰還困難区域等への現地視察、関係市町村等からの意見聴取、さらには後続訴訟における判決等の調査・分析等を踏まえ、迅速、公平かつ適切に賠償がなされるよう、自ら定める指針を不断に見直すこと。

2. 被害者の視点に立った誠実かつ迅速な賠償の対応について

東京電力に対する様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応させるなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底させること。

また、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を再認識し、厳守徹底させるよう、審査会として東京電力に強く申し入れること。

3. ALPS処理水の処分に関する風評被害への賠償について

令和3年4月、政府によりALPS処理水の処分に関する基本方針が決定され、同年8月には当面の風評対策が、同年12月には行動計画が策定され、令和5年8月から現在までに計5回の海洋放出が実施されています。

海洋放出は長期間にわたる取組であり、国や東京電力においては、風評を生じさせないという強い決意の下、行動計画に基づき、徹底した安全対策や正確な情報発信の対応に努め、万全な風評対策を講じることはもちろんであるが、なおも生じうる風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう、審査会として東京電力に強く申し入れること。